

## 第89回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（市町村課（住基ネット諮問分））

### 1 開催日時

平成30年7月20日（金）13:30～13:52

### 2 開催場所

県庁舎北棟2階B会議室

### 3 出席者

- |         |                            |                        |        |
|---------|----------------------------|------------------------|--------|
| (1) 審査会 | 会長                         | 竹本 真紀                  |        |
|         | 委員                         | 大矢 奈美、加藤 徳子、河合 正雄、森 雄亮 |        |
| (2) 事務局 | 総務部市町村課長                   |                        | 米田 圭吾  |
|         | 同課長代理                      |                        | 天間 秋佳  |
|         | 同総務・行政グループマネージャー（副参事）      |                        | 小笠原 俊彦 |
|         | 同主事                        |                        | 菅尾 幸佳  |
|         | 同主事                        |                        | 小泉 綾香  |
|         | 総務部総務学事課長                  |                        | 富谷 正行  |
|         | 同課長代理                      |                        | 小坂 秀滋  |
|         | 同情報公開・不服審査グループマネージャー（副参事）  |                        | 成田 哲朗  |
|         | 同情報公開・不服審査グループサブマネージャー（主幹） |                        | 戸嶋 広紀  |
| (3) 青森県 | 企画政策部情報システム課               |                        |        |
|         | 地域IT推進グループサブマネージャー（主幹）     |                        | 名久井 正俊 |
|         | 同主査                        |                        | 奈良岡 瞳美 |

### 4 案 件

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について

### 5 概 要

会長 知事から諮問のあった「住民基本台帳ネットワークにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について」について審査する。

本件は住基ネットに関する案件であるため審査は公開で行うこととなる。事務局から説明をお願いする。

#### 【事務局からの説明】

##### 1 住基条例を改正する考え方及び住基条例に追加する独自利用事務について

県では、平成30年9月議会で住基条例に独自利用事務を追加する条例改正を検討しており、このことについて本県における都道府県の審議会である、青森県情報公

開・個人情報保護審査会に諮問するもの。

個人番号利用事務は、常に当該事務の対象者に係る本人確認情報を参照できるようにしておく必要があるが、平成30年9月議会で番号利用条例に独自利用事務を追加する改正が予定されていることから、この事務を住基条例でも独自利用事務に追加するものである。

## 2 住基条例で規定する事務の内容について

### ・生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務に進学準備給付金の支給に関する事務を追加するもの

日本人に対する生活保護関係事務は、法律で本人確認情報を利用することができる事務と定められているが、外国人に対する生活保護は法律で規定されておらず、厚生労働省の通知に基づいて行うこととされており、これに係る本人確認情報の利用については条例によることとなっている。

現行の本県の住基条例では、生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務について本人確認情報を利用することができる事務と定めている。

今回、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」により大学等への進学の際の新生活の立ち上げの費用となる進学準備給付金が新たに一時金として対象者に支給されることとなった。

このことにより番号利用法と住基法が改正され、進学準備給付金の支給に関する事務が新たに個人番号及び本人確認情報を利用できる事務として定められたので、県の条例でも同様に、外国人に対する生活保護について本人確認情報を利用することができる事務として追加するものである。

## 3 本人確認情報の保護措置等について

条例で規定した事務である独自利用事務についても住基法の保護措置や罰則が適用となること、また、県が定めたセキュリティ関係規程でも住基法に規定された事務と取扱いに違いはなく、適正な保護措置が講じられている。

また、住基ネットは、市町村、県、全国の三層構造となっているが、それぞれの間は専用回線で結ばれ、かつ、ファイアウォール等外部侵入を防止するための対応に加え、利用できる事務も住基法で限定されているなど、多面的な保護措置がとられている。

### 【委員等の意見】

会長 諮問案件について、皆さんから意見や質問があればお願いしたい。

元々規定されていたものに新たな事務が法律で追加されるため、条例でも規定する必要があるため付け加えてもよいか、ということで、そのこと自体には問題がないと思われる。

大矢委員 既に行われている事務に関連することなので、特段問題はないと思われる。

会長 私も同じ意見だが、皆さんもそれでよろしいか。

それでは今回の審議はここまでとさせていただいて、次の審議会で最終的な答申を決めさせていただきたい。

〔市町村課、情報システム課退室〕